

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第23号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	6,300	」	「	6,300	7,300	
	6,300			6,300	7,300	
	6,300			6,300	7,300	
	6,400			6,400	7,300	
	6,400	を		6,400	7,300	に、
	6,400			6,400	7,300	
	6,400			6,400	7,300	
	6,400			6,400	7,300	
	6,500			6,500	7,300	
		」				」

「		149	」		7,100	」	を
---	--	-----	---	--	-------	---	---

「		149	」		7,100		
		150			7,100		
		151			7,100		
		152			7,100		
		153			7,100		
		154			7,100		
		155			7,100		
		156			7,100		
		157			7,100		
							に改める。
							」

別表第2中

「	6,600	」	「	6,600	7,300	
	6,600			6,600	7,300	
	6,600			6,600	7,300	
	6,700			6,700	7,300	
	6,700	を		6,700	7,300	に、
	6,700			6,700	7,300	
	6,700			6,700	7,300	

6,800		6,800	7,300
4,900		4,900	7,100
4,900		4,900	7,100
4,900		4,900	7,100
5,000		5,000	7,100
5,000	を	5,000	7,100
5,000		5,000	7,100
5,000		5,000	7,100
5,100		5,100	7,100

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。